

調達改善の取組の推進

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進することとする。

1. 調達改善計画の策定等

(令和8年度の計画以降)

- 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。
- 各府省庁は、年度終了後、速やかに、同計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。
- 自己評価の結果及び年度途中における自主点検の結果は、その後の同計画の実施や策定に反映させる。

2. 各府省庁における推進体制の整備

- 各府省庁は、調達改善計画の策定や自己評価の実施等、調達改善を推進するための体制を整備する。
- 各府省庁は、調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、調達改善に関する知見を有する外部有識者に意見を求める。

3. 行政改革推進会議の関与

- 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

4. 調達改善計画に盛り込む内容

（1）重点的に調達改善に取り組む分野

各府省庁は、自府省庁の前年度までの調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達改善の進捗状況を分析し、これまでの自己評価結果や「調達改善の取組に関する点検結果」等を踏まえ、自府省庁にとって必要・有効と考えられる調達改善の取組を重点的な取組として選定する。

（2）調達改善の取組内容

特に、（1）の分野については、次のような観点から調達改善の取組内容を定める。

- ・随意契約をより競争性の高い契約へ移行すること
- ・一者応札等となっている契約において競争参加者を増加させること
- ・規模の経済性を活用すること（共同調達等）
- ・価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること（総合評価落札方式等）

（3）調達改善の目標

調達改善の取組により達成すべき目標は、事後の検証が可能となるよう、極力定量的に設定する。

（4）調達改善計画の自己評価等

自己評価等の実施方法並びに取組実施状況の把握の頻度及び方法等。

（5）調達改善の推進体制

各府省庁における推進組織の構成や役割等、外部有識者の活用方法等。